

富山県森林計画関係付属資料取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林計画に関する付属資料（以下「付属資料」という。）の適正な管理を行うために、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で定める付属資料とは、以下に示すものをいう。

- (1) 森林簿及び森林計画図並びに航空レーザ解析成果（以下、「森林簿等」という。）
- (2) 森林基本図及び航空レーザ測量成果で、測量法に基づく、富山県の公共測量成果であるもの（以下、「測量成果」という。）

(関係法令等)

第3条 付属資料の取扱いについては、森林法（昭和26年法律第249号）、測量法（昭和24年法律第188号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。）によるほか、この要領によるものとする。

- 2 前項のほか、森林簿等については、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け農林水産事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）によるものとする。

(付属資料の目的及び性格)

第4条 付属資料は、森林計画制度運用のために必要な森林資源の基礎資料を得るために作成したものである。

- 2 付属資料のうち、森林簿等は、目測を主体とする現地調査及び空中写真の判読により作成したものであり、林況及び所有界は現地において実測及び確認を行っていないことから、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。
- 3 森林簿等有する個人情報については、保護法に基づき厳正に取扱うものとする。

(付属資料の取扱機関及び取扱責任者)

第5条 富山県農林水産部森林政策課長（以下「課長」という。）は、付属資料をその種類毎に別表1の取扱機関に配備するものとする。

- 2 取扱機関の長（以下「取扱責任者」という。）は、別表1の取扱区分により付属資料の閲覧、交付及び貸与（以下「閲覧等」という。）申請の受理、審査及び開示等を行うものとする。
- 3 市町村は、配備された付属資料について、自らが行う森林・林業行政の用務に限り利用することができるものとする。また、森林簿等の個人情報は、保護法に準じ、適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(付属資料の閲覧等の範囲)

第6条 付属資料の閲覧等の範囲は、別表1のとおりとする。

2 申請者は、交付に係る費用について、交付媒体の現物提供等により実費分を負担するものとする。

ただし、公益性が認められる場合又は行政サービスの一環として妥当と判断される範囲内である場合においては、取扱責任者は、無償で交付することができるものとする。

3 申請者は、閲覧等を行った付属資料については、目的以外の使用又は第三者への提供をしてはならないものとする。

(付属資料の閲覧・交付)

第7条 付属資料の閲覧・交付申請は、森林計画関係付属資料閲覧・交付申請書(第1号様式)を取扱責任者に提出して行うものとする。

2 森林簿等の閲覧・交付申請を行うことができるのは、以下の場合に限る。

(1) 森林所有者が、自己所有森林に係る森林資源情報を把握する場合

(2) 森林所有者の同意を受けた者が、当該森林所有者の森林に係る森林資源情報を把握する場合

(3) 森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下、「森林経営受託者」という。)が、当該森林所有者の森林に係る森林資源情報を把握する場合

3 取扱責任者は、申請を行った者に対して個人情報の保護に関する法律施行令第22条第1、2項に準じて、本人等であることの確認をしなければならない。

4 第2項のほか、次の各号に該当する場合は森林簿等の閲覧・交付申請を行えるものとする。

(1) 法令等の規定又は国の機関からの法令による指示に基づく場合

(2) 国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が、所掌する事務又は事業の遂行のために、森林簿等を利用することについて相当な理由がある場合

(3) その他、森林政策課長が必要と認めた場合

5 前項第1号及び第2号について、法令等に基づく調査権限を有する者が閲覧を行う場合は、調査員名による申請書を提出し、身分証等を確認のうえ、閲覧を認める。

6 地番・森林所有者氏名・土地所有者氏名等の個人情報等を除いた森林簿、森林計画図(以下「森林資源情報及び森林資源情報図」という)及び航空レーザ解析成果については、第2項の規定に関わらず、閲覧・交付申請を行うことができる。

7 第1項による申請には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 申請区域を示した図面

(2) 森林簿等を申請する場合は、第2項第1号の者は、森林所有者本人であることが確認できる書類及びその土地について自己所有森林であることを証明する書類、第2項第2号の者は、第1号の者の添付書類に加え、当該森林所有者の同意書(第2号様式)、第2項第3号の者は、森林経営受託者であることを証明する書類

8 取扱責任者は、第1項による申請書を審査し、適当であると認め交付するときは、森林計画関係付属資料交付通知(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

また、取扱責任者は、閲覧・交付を行わない場合には、申請者に対してその理由を説明するものとする。

9 第7項第2号の証明書類と森林簿上との間で所有者が異なる場合には、過去の所有者の個人情報を保護する観点から当該所有者情報を除き閲覧・交付を行うものとする。

10 取扱責任者は、申請者に森林簿等の閲覧・交付を行う場合は、申請者に対して次の事項を説明するとともに、交付媒体にラベルを添付するものとする。

当該データは、森林計画制度運用のために森林資源情報を把握することを目的とし、目測を主体とする現地調査及び空中写真の判読、聞き取りによる間接調査によって作成したものであり、林況及び所有界は現地において実測及び確認を行っていない。したがって、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。

交付番号第 号 作成年月日 取扱責任者名

- 1 1 取扱責任者は、電子データにより交付する場合について、以下によりその内容の識別ができるラベルを保存媒体に添付するものとする。

交付番号	号(年度)	
(1)	付属資料の名称	※(1)については、別表1による
(2)	作成年月日	
(3)	作成者	※(3)については、取扱責任者名を記載する

(付属資料の貸与)

第8条 付属資料のうち、森林簿等の貸与申請は、森林計画関係付属資料（森林簿等）貸与申請書（第4号様式）を、測量成果の貸与申請は、森林計画関係付属資料（測量成果）貸与申請書（第5号様式）を取扱責任者に提出して行うものとする。

- 2 森林簿等の貸与申請を行うことができるのは、以下の場合に限る。

(1) 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき森林所有者によって組織された森林組合のうち、県内を管轄する森林組合が、森林組合法第9条第1項及び第2項に定める事業のうち、森林計画制度運用のための森林資源情報を把握する場合

- 3 第1項による申請には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 申請区域を示した図面

(2) 森林簿等を申請する場合は、個人情報の取り扱いに関して定めた管理規定等の写し

- 4 取扱責任者は、第1項による申請書を審査し、適当であると認め貸与するときは、森林計画関係付属資料貸与承認書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

また、取扱責任者は、貸与を行わない場合には、申請者に対してその理由を説明するものとする。

- 5 申請者は、付属資料を受領した後、速やかに森林計画関係付属資料貸与物受領書（第7号様式）を取扱責任者に提出するものとする。

- 6 申請者は、貸与期間が満了となった場合、又は貸与物が不用となった場合には、速やかに森林計画関係付属資料貸与物返納書（第8号様式）とともに貸与物を返却するとともに、パソコン等に取り込んだデータを削除することとする。

- 7 取扱責任者は、申請者が、第5項、第6項の規定及び第4項の承認時の条件のすべて又は一部を満たさなくなると認めるときは、承認を取り消し、貸与した付属資料を回収することができる。

(測量成果の複製)

第9条 測量成果の複製については、測量法第43条に基づき行うものとする。

- 2 測量成果の複製をしようとする者は、測量法第43条の規定に基づき、測量成果の複製承認申請書（第9号様式）を知事に提出し承認を得なければならない。

- 3 知事は、提出された測量成果の複製承認申請書を審査し、適当と認められたときは、承

認番号、測量計画機関の明示等の条件を付して測量成果複製承認書（第10号様式）により承認するものとする。

- 4 知事は、複製しようとする者が測量成果を複製して、もっぱら営利の目的で販売するものであると認めるに足りる充分な理由がある場合においては、承認してはならない。
- 5 要領第9条の事務の取扱いは、県森林政策課で行うものとする。

（測量成果の使用）

第10条 測量成果の使用については、測量法第44条に基づき行うものとする。

- 2 測量成果の使用をしようとする者は、測量法第44条の規定に基づき、測量成果の使用承認申請書（第11号様式）を知事に提出し承認を得なければならない。
- 3 知事は、提出された測量成果の使用承認申請書を審査し、適当と認められたときは、承認番号、測量計画機関の明示等の条件を付して測量成果使用承認書（第12号様式）により承認するものとする。
- 4 要領第10条の事務の取扱いは、県森林政策課で行うものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めのない事項及びその運用等については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 「森林簿等の取り扱いに関する運用方針」（昭和61年3月17日策定平成14年10月1日一部改定）は、廃止する。
- 5 この要領は、平成31年2月20日から施行する。
- 6 「富山県森林計画関係付属資料取扱要領の運用について」（平成21年11月18日付け森政第1259号）は、廃止する。
- 7 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、令和3年2月1日から施行する。
- 9 この要領は、令和5年11月1日から施行する。
- 10 この要領は、令和6年4月1日から施行する。